



飼養衛生管理基準のポイント 第 27 号

令和 3 年 10 月 20 日

～ II-23 家きん舎外での病原体による汚染防止 ～

こんにちは、県南家畜保健衛生所です。

今回は、「家きん舎外での病原体による汚染防止」です。

(基準本文)

23 家きんの飼養管理に必要なない物品を家きん舎に持ち込まないこと。

手荷物やお弁当を持ち込んだり、飼養管理と無関係な資機材置き場にしたりと、物の出入りの回数が増えるほど、病原体を持ち込むリスクも増えるじゃろ。

衛生管理区域内に病原体を持ち込まない対策をしていると思うが、**必要なものを鶏舎内に持ち込まないこと**で、**万全を期す**ための項目じゃ。



多分大丈夫だと思うけど、もう一度みんなに確認してみるよ。



号外じゃ！



10月1日から、またまた、飼養衛生管理基準が一部改正されたんじゃ。次の項目が追加されたぞ。

- ◆項目 I - 5 ◆ 旧：「通報ルールの作成等」
⇒ 新：「大規模所有者が講ずる措置」
(概要) ・ 家きん舎ごと又は10万羽ごとに飼養衛生管理者を配置
・ 発生に備えた対応計画を策定 (特定羽数以上の農場のみ)
の 2 点が追加

- ◆項目 I - 8 ◆ 旧：「埋却等の準備」
⇒ 新：「埋却等に備えた措置」
(概要) ・ 埋却地が確保できない場合は、県が求める取組を行うこと
の内容が追加

